

令和7年度 第3回杵築市農業委員会総会議事録

令和7年6月6日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館
2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	長 友 礼 子	3番	藤 原 洋 三
4番	小 野 弘 文	5番	田 坂 圭 司	6番	阿 部 正 俊
7番	古 宮 輝 美	8番	永 野 恵	9番	河 野 秀 徳
10番	岩 尾 一 也	11番	藤 松 美 潮	12番	廣 石 良 幸
13番	松 田 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

7番 古 宮 輝 美

1. 総会に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河 村 全 明	緒 方 幸 茂	工 藤 健 司	杉 本 幸 雄
片 岡 正 子	荒 卷 良 直	三 浦 政 己	川 崎 孝 子
古 宮 政 俊	加 藤 定 一	甲 斐 義 信	宮 本 達 夫
豊 田 健 二	野 田 由 紀	三 浦 真 治	

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係 長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主 査	阿 部 貴 之

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 10 号	農地法第3条の申請について
議案第 11 号	農地法第5条の申請について
議案第 12 号	非農地証明願いについて
議案第 13 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
議案第 14 号	農業委員会による最適化活動の推進等について
報告第 2 号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和7年度第3回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9:43開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番小野弘文委員、5番田坂圭司委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より中根次長並びに阿部主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第10号から議案第14号までの5議案28件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第10号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	事務局の阿部です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第10号」 農地法第3条の申請について 農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア.所有権の移転 番号1番 申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳、申請の土地、大字 、地番 、地目、台帳現況ともに田、地積 m ² 、他1筆、合計2筆の m ² 譲受人の経営面積は、田畑合わせて アールです。 理由は、管理が困難のため、相手方の要望です。以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	 地区担当の です。よろしくお願いします。 位置関係についてですが、南側の国道沿いに があり、北側に があります。これに挟まれた水田地帯です。 5月19日に、 委員、事務局2名、譲受人の 氏と現地確認を行いました。 氏は、この地区の休耕田を買い付けており、経営面積は アールあり、ほとんどがこの地区の水田です。地区の水利組合にも加入し、水利権を確保し耕作に問題はありません。 耕作面積拡大に積極的であり、農地の集積・遊休農地の解消の観点から適正と思われます。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員が申しあげたとおり、何ら問題なく思いますので、審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺を以前から耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住し、申請地周辺で水稻や野菜を栽培しており、将来、さらに農地

	<p>を取得し、大型農業機械の導入や栽培規模の拡大意思があることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないと判断されます。取得後は周辺農地と併せて引き続き水稻栽培を行うとのことです。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、墓地についても確認しました。以上です。</p>
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号2番</p> <p>申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡</p> <p>譲受人の経営面積は田畑合わせて■■■■アールです。</p> <p>理由は、管理が困難、相手方の要望です。以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>今回の案件は、譲渡人の■■■■氏からの要望で、お父さんが長年耕作していたが、亡くなった後の管理ができなくなったので、■■■■氏に所有権を移転したいとのことです。</p> <p>譲受人の■■■■氏のご自宅が■■■■で、当該の■■■■を囲むように水稻栽培をしています。</p> <p>5月21日に■■■■委員、事務局2名、私と譲受人の■■■■氏で現地確認を行いました。</p> <p>この所有権移転については、農地集積の目的から極めて自然で理想的との判断ができました。慎重審議をお願いします。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	ただいま■■■■委員が申しあげたとおりです。付け加えるなら、■■■■氏は高齢ではありますが、息子が同居し、休日は手伝っておりますので耕作や管理について問題はありません。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住し農業を行っている譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>譲受人は申請地の周辺に居住し、申請地周辺で水稻栽培を行っており、今回の農地取得にあたり、周辺地域のイノシシ等の鳥獣被害抑止に貢献する意思も持っていることから、耕作及び管理については問題ないと判断されます。取得後は周辺農地と併せて引き続き水稻栽培を行うとのことです。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p>

	以上です。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号3番</p> <p>申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■㎡、他1筆、合計2筆の■■■■㎡</p> <p>譲受人の経営面積は、ありません。</p> <p>理由は、管理が困難、相手方の要望です。以上です。</p>
議長	3番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>今回の申請は、■■■■を■■■■から■■■■方面に■■■■kmほど向かった左側にあります。</p> <p>■■■■氏は杵築に住んでいるが、高齢により維持管理が難しいため、■■■■氏に譲渡したいとのことです。譲受人は、昨年■■■■から移住してきました。以前から農業への関心があり、購入を決めたようです。ゆず・サツマイモの栽培を予定しており、すでにゆず農家に伺い、栽培のノウハウを勉強しています。</p> <p>農業への意欲が高いため、問題ないと思いますのでよろしく願います。</p>
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	立ち合い時に、田が広く管理が大変なため、草を刈るより耕してすき込む方がよいと■■■■委員からアドバイスがあり、近いうちに作業を手伝うようです。慎重審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、譲渡人が以前居住していた空き家に移住してきた譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>譲受人は県外(■■■■)から移住してきており、申請地周辺に居住しています。既に家庭菜園でさつまいもやスイカ等の野菜を栽培していることや、近隣に数名、耕作の指導及び支援をしていただく方もいることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はゆず、さつまいもを栽培するとのことです。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われれます。</p> <p>また、墓地についても確認しました。以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号4番</p> <p>申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡</p> <p>譲受人の経営面積はありません。</p> <p>理由は、市外在住のため、農業開始です。以上です。</p>

議長	4番について、 農地委員より説明願います。
 委員	5月19日、事務局2名、 委員と現地確認を行いました。 申請地は譲受人の 氏が転入してきた付近です。野菜の栽培について本人の強い希望があり、申請に至りました。審議のほどよろしく願います。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があれば願います。
 委 員	 氏は空き家バンクで転入してきた方で、空き家の隣に畑が付随していた物件です。 これまでは別の方が耕作しており、今後はその方から指導を受けながら野菜を作っていくとのこと。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住のため農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地付近の空き家を取得し、 から移住してきています。近隣に耕作の指導及び支援をしていただく方もいることから耕作及び管理については問題ないものと判断されます。申請地では大根、玉ねぎ、さつまいも等を栽培する計画です。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われま。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
阿部主査	番号5番 申請人、譲渡人、 市、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳、申請の土地、大字 、地番 、地目、台帳現況ともに田、地積 m ² 、他7筆、合計8筆の m ² 譲受人の経営面積はありません。 理由は、市外在住のため、農業開始です。以上です。
議長	5番について、 農地委員より説明願います。
 委員	5月19日、事務局2名、 委員と 氏とで現地確認を行いました。 譲受人はやる気があり、今後の耕作についても問題ないと思います。よろしく願います。
議長	5番について、 農業委員よりご意見があれば願います。
 委 員	空き家バンクに付随している農地で、ひまわり畑で今は何も作っていない畑です。水田は買ったあと、作ってくれる方に委託するような話になっているようです。 審議のほどよろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	許可基準です。今回、市外在住のため農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地付近の空き家を取得し、移住してきています。近隣に耕作の指導及び支援をし

	<p>ていただく方もいることから耕作及び管理については問題ないものと判断されます。申請地ではさつまいも、主に水稻を栽培する計画です。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、墓地についても確認しました。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第10号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第10号」については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」については、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第11号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。</p>
梶原主査	<p>事務局の梶原です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>議案第11号 農地法第5条の申請について。</p> <p>農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>一般転用（所有権の移転）になります。</p> <p>番号1番</p> <p>申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、無職、■■■■歳、転用者、■■■■区、■■■■、公務員、■■■■歳</p> <p>申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目畑、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡</p> <p>申請内容、駐車場用地として、申請理由、自宅及び親族が経営する会社の駐車場が不足しているため、隣接する申請地を駐車場用地として利用したい。</p> <p>こちらは第3種農地です。以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農地委員より説明願ひます。</p>
■■■■委員	<p>5月19日、事務局2名、■■■■委員、私の4名で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、■■■■から近い場所にあり、歩いていける距離です。</p> <p>駐車場にするとということですので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>1番について、藤松美潮農業委員よりご意見があればお願ひします。</p>
■■■■委員	<p>ただいま、■■■■委員が申しあげたとおりです。</p>

	<p>転用者は店舗をされている関係で、店舗の従業員の分と2軒分ある住宅の駐車場が足りないとのことです。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
梶原主査	<p>転用者の■■■■さんの職業は公務員で、現在は申請地に隣接する自宅に居住しています。転用の目的は、子供が車を所有するようになり駐車スペースの確保が必要になったこと、また、近隣で両親が営む会社の従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用することです。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住宅専用地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側は田及び用悪水路、東側は公衆用道路、南側は公衆用道路、西側は田にそれぞれ接しており、駐車場用地への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地1筆■■■■m²内に、砕石を敷き、進入用のスロープを施工して、車7台分の駐車場として造成する計画です。</p> <p>工事期間は、許可後の令和7年6月6日から令和7年7月31日までの約2ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、雨水排水は自然浸透とし、豪雨の際は北側の既設の水路へ排水する予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。</p> <p>預貯金通帳の写しが添付されており資力について確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第11号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第11号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第11号」については、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に「議案第12号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
梶原主査	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>議案第12号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p>

	<p>番号1番</p> <p>申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目田、地積[]㎡、他2筆、合計3筆の[]㎡。</p> <p>申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、[]については、相続した時点で雑木・竹が生い茂っており、農地としての利用を断念した。</p> <p>[]・[]については、令和元年頃まではカボスを作っていたが、原油や肥料、機械維持費の価格高騰により管理が困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。以上です。</p>
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	<p>5月21日、事務局2名、[]委員、私、申請者[]氏と現地確認を行いました。</p> <p>[]については、山林の中に埋没しており、農地にたどり着くことすら困難で遠くから確認するほかありませんでした。</p> <p>[]・[]については、カボス用ハウスがあったが、草木・竹が生い茂っており、耕作できない状態でした。今後は、山林として管理していくようです。</p> <p>審議のほどよろしく願います。</p>
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があれば願います。
[]委員	ただいま推進委員が申しあげたとおり、非農地通知の発行について問題ないと思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を5月21日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、[]を平成24年に父からの相続により、他の2筆は昭和42年に売買により申請地を取得しています。</p> <p>[]については、相続した時点で山林の状態になっており、[]については、令和元年頃までハウスカボスを作っていましたが、相次ぐ原油や物価高騰のため管理できなくなり、耕作を断念したとのことです。</p> <p>なお、総会位置図の航空写真にはハウスが写っていますが、9～10年前の写真であり、現在ハウスはありません。</p> <p>ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に山林として管理するとのことです。以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号2番</p> <p>申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目田、地積[]㎡、他5筆、合計6筆の[]㎡。</p> <p>申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成20年頃までは、前所有者である父がお米を作っていたが、高齢になったこと、管理も困難なことからやむなく耕作を断念した</p>

	とのことです。以上です。
議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	5月21日、事務局2名、委員、私、申請者の氏で現地確認を行いました。 申請地は、平成20年ごろまで水稲栽培をしていたが、水中ポンプ等を使う必要があり作業性が悪かったとのことで耕作を断念したようです。 すでに樹木等が生い茂っており、再開発は困難とのことで非農地証明願いが提出されました。
議長	2番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	ただいま委員が申しあげたとおりです。 以前は、中山間事業で一緒にしていたが、本人が高齢化を理由に外れました。草刈り等はしていましたが、作業性が悪く管理が困難になっています。 ポンプで水をあげながら耕作していた地域ですが、高齢化・米価の低下により耕作放棄がされています。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を5月21日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成元年に相続により申請地を取得しています。平成20年頃までは、お米を作っていました。高齢になったこと、土地の形状から作業性も悪く、農地としての管理が困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に原野として管理するとのことです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号3番 申請者、市、市、申請の土地、大字、地番、地目田、地積m ² 、他1筆、合計2筆のm ² 。 申請地の状況は雑種地及び山林で、転用又は耕作放棄された理由は、については石碑が建っており、平成11年頃に山香町道新設工事のため現在の場所へ移転された後、地目の変更がなされていなかった。 については、相続した時点で雑木・竹が生い茂っており、農地としての利用を断念したとのことです。以上です。
議長	3番について、農地委員より説明願います。
委員	5月21日、事務局2名、委員、私、申請者の氏と現地確認を行いました。 については、説明のとおり石碑が建っており、地目の変更がなされていなかった。 は、現地までが急こう配の坂があり、すでに樹木が生い茂っており、非農地証明願いが提出されました。

議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	ただいま■■■■委員が申しあげたとおりです。審議のほどよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を5月21日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、今年の1月に夫からの相続により申請地を取得しています。</p> <p>■■■■の石碑についてですが、申請者の夫の祖父が華道の師範をしており、生徒さんたちが先生を慕って建てたもの、とのこと。</p> <p>ここで、4条5条非農地の位置図の10ページをご覧ください。平成11年頃、山香町が、航空写真の右上からY字交差点に向かって広い道、小武中村線を新設しました。</p> <p>■■■■に■■■■という小さな筆があります。当時はそこに石碑が建っていましたが、道路の新設において支障になるため、山香町が移転補償料を支出して現在の場所に移転させた後、地目の変更ができていなかったもので、申請者の始末書を必要とする案件ではありません。</p> <p>なお、■■■■については、前々所有者である夫の父親が相続した昭和24年の時点で既に雑木・竹が生い茂っており、農地としての利用を断念したとのこと。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の3及び2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>発行基準2の3について補足いたします。農地法では、農地を農地以外のものに転用する際は、必ず許可を受けることとなっていますが、条文の中で「ただし、このようなことに該当する場合のみ、許可は不要である」といった但し書きがあります。</p> <p>農地法や施行規則で細かく謳われているのですが、その中で地方公共団体が行う道路・河川事業は原則許可不要として扱われ、■■■■のケースはこの発行基準に該当します。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に、亡くなった夫の妹の名義に変更するとのこと。以上です。</p>
議長	只今、「議案第12号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第12号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第12号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第13号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「議案第13号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について</p>

	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。</p> <p>ア. 利用権の設定(公社への貸付)です。</p> <p>番号1番から番号15番までは、公社への貸付となりますが、今回、案件が複数のため、貸人から公社への部分の説明を省略させていただき、公社からの借受人のところから、説明をしたいと思っておりますので、ご了承願います。</p> <p>10ページのイ.公社からの貸付からの説明となります。</p> <p>番号16番です。</p> <p>貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、設立[REDACTED]年。</p> <p>対象農地は、[REDACTED]、8筆、[REDACTED]㎡</p> <p>土地の詳細は、5ページ、番号1番～6番の土地です。</p> <p>借受人の[REDACTED]さんは、地域内の認定農業法人です。</p> <p>利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は10年新規です。耕作作物は水稲となっております。続いて、番号17番です。</p> <p>借受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、設立[REDACTED]年。</p> <p>対象農地は、杵築市山香[REDACTED]、[REDACTED]筆、[REDACTED]㎡</p> <p>土地の詳細は、6ページ、7番～14番です。</p> <p>借受人の[REDACTED]さんは地域内認定農業法人です。</p> <p>利用権の種類は賃借権で年間の賃借料は10a当たり[REDACTED]円、設定期間は10年新規です。耕作作物は水稲となっております。</p> <p>続いて、番号18番です。</p> <p>借受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳、対象農地は、[REDACTED]、[REDACTED]筆、[REDACTED]㎡</p> <p>土地の詳細は、9ページ、15番です。</p> <p>借受人の[REDACTED]さんは地域内新規参入の農家の方です。</p> <p>利用権の種類は賃借権で年間の賃借料は10a当たり[REDACTED]円、設定期間は5年新規です。耕作作物は水稲となっております。</p> <p>また、12ページ以降の貸付調書については、これまでの説明と重複するため省略しますので、各自でお読み取りください。</p> <p>今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号16番から18番までの合計61筆、[REDACTED]㎡。貸し手農家数1戸、借り手農家数3戸、イ.利用権の設定面積は、[REDACTED]㎡です。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第13号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第13号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第13号」については、「意見なし」として報告します。
議長	次に、「議案第14号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
中根次長	<p>「議案第14号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を説明します。</p> <p>別紙として、総会資料に同封した「議案第14号」と書いた資料をご覧ください。</p> <p>農業委員会による最適化活動の推進等については、毎年、目標及びその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の結果を市のホームページで公表するよう通知されています。</p> <p>また、公表後は速やかに、県を通じて国に公表内容を報告することになっているため、今回皆さんにご審議いただくものです。</p> <p>令和7年度の活動計画については、すでに令和6年度第12回総会で審議していただき、公表も済ませております。</p> <p>それでは別紙議案書をご覧ください。</p> <p>内容としては、農林水産課からいただいた資料や、農林業センサス、また昨年、農業委員・農地利用最適化推進委員にお願いしました、農地利用状況調査や、農地パトロールの調査結果を基に作成しています。なお、説明につきましては、要約していきたいと思っております。</p> <p>それぞれの項目にある目標の数値は、令和6年度最適化活動の目標で報告した数値を転記したものととなります。</p> <p>まず1ページ目についてですが、これは令和6年4月1日現在の農業委員会の体制、農家数、農地等の状況です。主に農林業センサスから引用した数字になります。</p> <p>2ページと3ページは、担い手への集積の実績と遊休農地の解消についてです。</p> <p>2ページ目中段の③実績をご覧ください。</p> <p>集積面積につきましては、農地中間管理機構等へ集積した面積で、実績としましては、-7haの新規集積面積となっています。</p> <p>集積面積については、農林水産課で取りまとめた数字を計上することになっているのですが、マイナスの原因としては、今年度分について、農林水産課で大幅な見直しを行い、以前から残っていた死亡した人や離農した人、廃業した企業をきちんと精査した結果、このようなマイナスという結果となりました。</p> <p>3ページ目中段、③実績をご覧ください。</p> <p>遊休農地については、利用状況調査の結果で、3.2haが解消できました。</p> <p>課題としましては、高齢化と担い手不足により耕作放棄地が増えている中で、農家個々の現状に寄り添った対応と、関係機関との連携を密にし、集積率の向上と遊休農地の解消に努めることが課題かと思われまます。</p> <p>3ページの下段からは、新規参入についての計画に対する実績と評価です。</p> <p>4ページ上段、③の実績をご覧ください。</p> <p>昨年度は2.9haの新規参入面積がありました。</p> <p>毎年、数名の新規参入者はいますが、今年度につきましても昨年度同様、空き家バンクを利用した宅地に付随した農地の取得が大半でした。</p> <p>課題としては、これから新規参入を考えている人の掘り起こしと、地域の農業の状況等を説明</p>

	<p>し、融資制度などのPR活動にも力を入れなければと考えています。</p> <p>4 ページ中段からは、昨年委員さん方に行っていた、最適化活動の実績です。</p> <p>日頃の最適化活動はもちろんのこと、農地パトロールや利用状況調査や地域計画の話し合い場の参加などがあげられています。</p> <p>今後も、皆さんにはいろいろな活動をお願いすることになろうとは思いますが、積極的な参加をお願いします。</p> <p>全体の評価としては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」との評価となりました。最適化活動の目標日数は一人当たり10日となっております。</p> <p>なかなか厳しい数字かとは思いますが、積極的な活動と活動記録簿の記入をお願いします。</p> <p>6 ページは、総会の開催実績、3条・4条・5条の申請に関する実績、違反転用の対応となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第14号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>なければこれにて討論を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第14号」については、これを承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第14号」については、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第2号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
阿部主査	<p>議案書18ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理についてです。</p> <p>下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。</p> <p>番号1番</p> <p>申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社理事長工藤利明、借人、 区、 、申請の土地、大字 、地番 番、地目田、地積 m²、他 筆、合計 筆の m²です。理由は借人の都合です。以上です。</p> <p>2番から4番までの借人と理由につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。</p> <p>番号2番</p> <p>申請人、貸人、 区、 、申請の土地、大字 、地番 番、地目田、地積 m²、他 筆、合計 筆の m²です。</p> <p>番号3番</p> <p>申請人、貸人、 区、 、申請の土地、大字 、地番 番、地目田、地積 m²、合計 筆の m²です。</p>

	<p>番号4番 申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番[]番、 地目田、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和7年第3回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(10 : 33 終了) スイッチOFF (録音機)</p>